

議 会 運 営 委 員 会

平成25年2月28日(木)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(小久保重孝) ただいまより議会運営委員会を開きます。

出席委員は7名であります。

直ちに議事に移ります。1、議会の運営について、1、第1回伊達市議会定例会の運営について、提出議案等の説明を求めます。

○市長(菊谷秀吉) 私のほうから人事案件2件についてご説明をしたいと思います。

まず初めに、議案第1号 胆振支庁管内公平委員会委員の選任でございます。本年3月21日付をもって委員であります高橋健自氏及び後藤隆氏が任期満了となりますことから、引き続き委員として同意を求めるものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。本市の人権擁護委員が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、後任として新たに氏家幹男氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(小久保重孝) ただいま説明のありました人事案件に関して何か質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保重孝) それでは、市長、どうぞご退席ください。

引き続き提出議案の説明を求めます。

○副市長(疋田 洋) それでは、引き続き説明を申し上げます。

議案第2号 包括外部監査契約の締結についてからご説明いたします。本案件は、次年度より包括外部監査を実施するに当たり、包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、契約の相手方である公認会計士の石川千晶氏につきましては、多くの自治体における包括外部監査の実績があり、行政事情にも精通し、監査委員や市長部局等の関係機関との連携も十分可能であると判断したところであります。

次に、議案第3号から議案第9号まで及び議案第16号から議案第19号までにつきましては、関連する議案となっておりますことから一括してご説明いたします。これらの案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、従来法律等で定められていた基準を新たに市町村が国の基準等を参酌し、条例で定めるため制定または改正を行うものであります。

まず、議案第3号 伊達市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第4号 伊達市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例につきましては、利用者の立場に立ったサービスを提供すること、地域との結びつきを重視し、市やほかのサービス事業者との連携を図ることを目的とした基本方針を定めるものであります。

議案第5号 伊達市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例につきましては、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る特別養護老人ホームの入所定員を29人以下と規定し、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請の資格は法人であるものと定めるものであります。

次に、議案第6号 伊達市道路の構造の技術的基準等を定める条例につきましては、積雪寒冷地に適用し、道路構造令に基づき制定された北海道条例を参酌し、制定するものであります。

次に、議案第7号 伊達市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきましては、河川法の規定に基づき河川管理施設構造令を参酌し、市の管理する準用河川の技術的基準を定め、制定するものであります。

次に、議案第8号 伊達市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例につきましては、道路の構造に係る技術的基準である北海道条例及び道路のバリアフリー化に関する北海道条例を参酌し、制定するものであります。

次に、議案第9号 伊達市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましては、水道事業または水道用水供給事業を経営する地方公共団体が条例で定めることとなったことにより制定するものであります。

次に、議案第16号 伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を環境省令で定める資格基準を参酌し、規定する改正であります。

次に、議案第17号 伊達市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園法関連及び高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律関連の国の基準を参酌し、関連の北海道条例に基づき制定し、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、これまで国土交通省令で規定されていた公営住宅等整備基準とほぼ同様に国が示す参酌基準に準拠して改正するものであります。

次に、議案第19号 伊達市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、これまで政令で定めていた排水施設、処理施設の構造基準、終末処理場の維持管理の基準を条例で定めるため改正するものであります。

次に、戻りまして議案第10号 伊達市新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明いたします。本案件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、国から非常事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関する組織体制及び必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第11号 伊達市長等の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、市の厳しい財政状況を踏まえ、財政再建へ導くための責任

者としての決意と姿勢を示すために平成11年10月から特別職の給与の額を減額してきたところであり、いまだ厳しい状況から脱したとは言えず、引き続き給与の減額を実施することに伴う条例の改正であります。

次に、議案第12号 伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、本市職員の給与について国家公務員の俸給表に準じて支給しているところですが、給料表の一部において号俸を継ぎ足して運用しておりますことから、実態に合わせた給料表に改正するものであります。また、平成19年の給料表切りかえに伴い、切りかえ前の給料月額に達していない職員についてはその差額に相当する額を給料として支給しておりますが、その支給期間を平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第13号 伊達市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、平成元年に設置した公共用地先行取得特別会計におきまして公共用地先行取得等事業債の償還が平成24年度をもって終了したことから本特別会計の存続の検討を行った結果、平成11年度以降本特別会計において先行取得を行っていないこと、また今後もその予定はないことから、本特別会計を廃止するために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号 伊達市行政財産使用料条例及びまなびの里条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、伊達市行政財産使用料条例に規定する旧有珠中学校の屋外運動場照明施設をまなびの里条例に規定するサッカー場の附属設備に変更するものであります。あわせて屋内運動場の暖房料について、その利用状況に応じた減額措置を定めたものであります。

次に、議案第15号 伊達市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。土地開発基金の額は、条例を制定した平成3年度に1億4,000万を積み立て、その後も旧大滝村との合併などにより積み立てを行い、現在高は約3億8,000万円となっているものであります。このため基金の額を現在の金額に改正するものであり、加えて公共用地先行取得特別会計が廃止されることに伴い、土地開発基金の運用収益の計上先を変更するために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号 平成24年度伊達市一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に9億8,079万2,000円を追加し、195億471万1,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の主な内容は、伊達野菜ブランド確立施設整備事業補助金、道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業負担金、農業体質強化基盤整備促進事業、駅前整備推進事業、都市再生整備事業、防災公園だて歴史の杜整備事業、優徳団地建替事業、国民健康保険特別会計への繰出金の増及び決算見込みに伴う予算整理等に係る減額でございます。継続費の補正につきましては「第2表継続費補正」のとおりと変更するものでございます。繰越明許費の補正につきましては「第3表繰越明許費」のとおり設定するものでございます。債務負担行為の補正につきましては「第4表債務負担行為補正」のとおりとするものでございます。地方債の補正につきましては「第5表地方債補正」のとおりとするものでございます。

次に、議案第21号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明

いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,189万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億1,416万7,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の主な内容は、職員給与費等の減額及び療養給付費の増額等でございます。

次に、議案第22号 平成24年度伊達市下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,103万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,896万3,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の主な内容は、決算見込みに伴う予算整理等に係る減額でございます。地方債の補正につきましては「第2表地方債補正」のとおりとするものでございます。

次に、議案第23号 平成24年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ290万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,181万1,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、任意事業費の決算見込みに伴う予算整理等に係る減額でございます。債務負担行為の補正につきましては「第2表債務負担行為補正」のとおりとするものでございます。

次に、議案第24号 平成24年度伊達市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ366万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,092万4,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、決算見込みに伴う予算整理等に係る減額補正でございます。地方債の補正につきましては「第2表地方債補正」のとおりとするものでございます。

次に、議案第25号 平成24年度伊達市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。まず、第2条の業務の予定量につきましては、平成24年度伊達市水道事業会計予算における事業の実績等を勘案し、給水戸数などについて補正するものでございます。次に、第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、決算見込みによりまして水道事業収益に1億1,770万円を追加し、7億307万4,000円に、また水道事業費用から523万9,000円を減額し、5億932万8,000円とするものでございます。第4条の資本的支出の補正につきましては、決算見込みにより750万円を減額し、3億7,645万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、いわゆる補填財源につきましてもそれぞれ補正するものでございます。第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の補正でございまして、第3条に対応する金額を補正するものでございます。第6条は、予算第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、補正予算第3条に対応する金額を補正するものでございます。第7条は、たな卸資産購入限度額の補正でございまして、680万円を減額し、3,812万円とするものでございます。

次に、議案第26号から議案第33号までは平成25年度予算に係る議案でございます。予算内容の詳細

細につきましては、平成25年度歳入歳出予算事項別明細書及び予算資料であります議案説明資料や予算概要に記載してございますので、提案に当たりましては主な項目についてご説明いたしたいと存じます。

別冊の平成25年度各会計予算及び予算説明書をお開きいただきたいと存じます。目次の次のページに予算総括表がございますので、まず予算全体についてご説明いたします。平成25年度予算は、一般会計が164億3,008万8,000円で、平成24年度の当初予算と比較いたしますと9億8,913万9,000円、5.7%の減額となっております。次に、特別会計でございますが、6特別会計を合わせた額が108億5,630万5,000円で、前年度と比較いたしますと3億5,976万1,000円、3.4%の増となっております。これらに水道事業会計10億2,295万6,000円を加えた全8会計の合計は283億934万9,000円となっております、これを前年度と比較いたしますと5億494万7,000円、1.8%の減でございます。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。一般―1ページをお開き願います。議案第26号は、平成25年度伊達市一般会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算につきましてございまして、総額をそれぞれ164億3,008万8,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は債務負担行為でございまして「第2表債務負担行為」のとおりと、第3条は地方債でございまして「第3表地方債」のとおりと、第4条は借入金の最高限度額を30億と定めたいというのが予算の概要でございます。なお、予算収支でございますが、8億1,500万円の収支不足となりましたことから、財政調整基金の繰り入れにより財源措置を行ったところでございます。

次に、議案第27号についてご説明申し上げます。国保―1ページをお開き願います。議案第27号は、平成25年度伊達市国民健康保険特別会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算についてございまして、総額をそれぞれ54億263万9,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は借入金の最高限度額は5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第28号について説明申し上げます。下水―1ページをお開き願います。議案第28号は、平成25年度伊達市下水道特別会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額についてございまして、総額をそれぞれ16億8,131万9,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は債務負担行為でございまして「第2表債務負担行為」のとおりと、第3条は地方債でございまして「第3表地方債」のとおりと、第4条は借入金の最高限度額を5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第29号についてご説明申し上げます。介護―1ページをお開き願います。議案第29号は、平成25年度伊達市介護保険特別会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算につきまして総額をそれぞれ30億9,422万8,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は借入金の最高限度額を5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第30号について説明申し上げます。霊園―1ページをお開き願います。議案第30号は、平成25年度伊達市霊園特別会計予算でございまして、第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,095万1,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第31号についてご説明申し上げます。簡水―1ページをお開き願います。議案第31号

は、平成25年度伊達市簡易水道特別会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,642万1,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は地方債でございます。「第2表地方債」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第32号についてご説明申し上げます。高医一1ページをお開き願います。議案第32号は、平成25年度伊達市後期高齢者医療特別会計予算でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,074万7,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。水道一1ページをお開き願います。議案第33号は、平成25年度伊達市水道事業会計予算についてでございます。まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万4,763戸、年間総給水量を350万2,306立方メートルと見込んでおります。また、主な建設改良事業といたしまして、施設整備事業に1,417万5,000円、配水管整備事業に3億5,661万8,000円、地上式量水器整備事業に5,515万1,000円を予定しております。第3条は、収益的収入及び支出でございます。収入に5億9,294万9,000円を、支出に5億4,295万7,000円を計上してございます。第4条は、資本的収入及び支出でございます。収入に2,273万7,000円を、支出に4億7,999万9,000円を計上してございます。また、ここで生じます不足額の4億5,726万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しようとするものでございます。なお、第5条以下は記載のとおり提案いたしたいというものでございます。

以上で議案第26号から議案第33号までの平成25年度各会計予算についての説明を終わります。

次に、報告第1号 平成25事業年度伊達市土地開発公社事業計画及び予算についてご説明いたします。この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告1-2ページの平成25事業年度伊達市土地開発公社事業計画からご説明いたします。1の土地の取得、造成でございますが、土地の維持管理等の経費を見込みまして、合計金額は114万円でございます。2の土地の処分でございますが、長和工業団地1区画の売却を見込みまして、面積3,931.60平方メートル、金額4,521万4,000円でございます。

次に、報告1-3ページの平成25事業年度伊達市土地開発公社予算についてご説明いたします。第2条の収益的収入及び支出でございますが、まず収入、第1款の事業収益につきましては長和工業団地1区画の売却を見込んだものであり、4,521万4,000円でございます。第2款の事業外収益で2万円、合わせて収入合計としましては4,523万4,000円でございます。次に、支出合計といたしましては4,754万7,000円でございます。細目につきましては記載のとおりでございます。次のページに移りまして、第3条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。支出、第1款の資本的支出でございますが、第3条に記載のとおり、不足額114万円は過年度損益勘定留保資金により補填をするものでございます。第4条の借入金につきましては、限度額を5億5,000万と設定するものでございます。

次に、報告第2号 平成24事業年度株式会社伊達観光物産公社事業報告書及び財務諸表について

ご説明いたします。この報告につきましては、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

初めに、事業概要であります。平成24事業年度の観光物産館の総売上高は3億3,409万円と当初予定計画を大幅に上回る実績となり、利益面でも営業利益は949万円、当期純利益は842万円を計上しております。財務諸表の財産目録であります。負債及び純資産合計は7,301万707円となっており、資産合計と一致するものであります。損益計算書であります。当期純利益といたしまして842万687円となっております。キャッシュフロー計算書であります。現金及び現金同等物の期末残高は5,271万8,482円となっております。

次に、報告第3号 平成25事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算についてご説明いたします。この報告につきましては、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

初めに、予算についてご説明いたします。営業収益は4億580万円、営業外収益は12万6,000円で、収入合計は4億592万6,000円であります。次に、支出ですが、支出合計は4億319万6,000円であります。次に、資本金収入及び支出についてご説明いたします。資本金収入として300万円、支出の合計は1,386万5,000円であります。借入金につきましては、限度額を3,300万円と設定するものであります。

その他の報告案件といたしまして、平成25年度市政執行方針と平成25年度教育行政執行方針を予定しております。

以上でございますが、今回もまた議案及び資料に誤記記載が数カ所出てしまいました。おわびを申し上げ、正誤表により訂正をお願いをしたいと思います。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保重孝） かなり早口で説明をいただきました。何か質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、どうぞご退席ください。

続きまして、議長発議議案について1案件、事務局長からお願いをいたします。

○事務局長（村田 修） 議長発議議案は1案件であります。詳しい説明については、議案の取り扱い案のほうでさせていただきます。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 続きまして、(2)、東日本大震災による犠牲者追悼について、これも事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） (2)の東日本大震災による犠牲者追悼についてであります。3月11日の本会議冒頭において東日本大震災により犠牲となられた方々に対して議長より哀悼の意をささげ、全員で黙祷をしてはかがかと考えております。

以上です。

○委員長（小久保重孝） ただいま提案の件、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

続いて、(3)、議案の取り扱い案について、事務局長からお願いをいたします。

○事務局長（村田 修） (3)の議案の取り扱い案ではありますが、書類番号1をお開き願いたいと思います。市長提出の議案33案件と諮問1案件、行政報告1案件、教育行政報告1案件、報告3案件の計39案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件ではありますが、議案33案件と諮問1案件は過半数、行政報告1案件、教育行政報告1案件、報告3案件は受理ということになります。付託予定委員会ではありますが、記載のとおり各委員会に付託したいと考えております。なお、議案第20号から議案第25号までの補正予算ではありますが、予算額及び内容等を勘案して補正予算審査特別委員会への付託につきましては省略してはいかかと思っております。また、議案第26号の平成25年度の一般会計予算につきましては一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託したいと考えております。議案第27号から議案第33号までの平成25年度の各特別会計の予算7案件につきましては、特別会計予算審査特別委員会を設置し、付託したいと考えております。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、全て可であります。

次に、議長発議につきましては1案件の取り扱いとなります。発議第1号 議員の派遣についてであります。調査等のために議員を派遣する場合には議会の議決が必要となりますことから、あらかじめ本定例会において平成25年度の議員派遣について議会の議決を行うというものであります。これにつきましては、最終日に上程を予定しております。なお、議長発議に係る根拠法等は記載のとおりであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 今事務局長から説明のとおり、各議案取り扱い、常任委員会への付託はよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） そして、補正予算の審査特別委員会でございますが、今回前倒しの予算が多く9億8,000万というふうになっております。ただ、予算と絡んでおりますので、その後の予算委員会ですら十分審議できるのではないかということの判断で、一応補正予算は特別委員会は組まないということのご提案をさせていただきましたが、これはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） では、なしということで補正予算審査特別委員会は設置をしないということになります。

また、一般会計予算審査特別委員会は2日間、そして特別会計予算審査特別委員会は1日間ということでございます。これもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

続きまして、それでは会議録署名議員の指名と監査報告と続けて事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） (4)の会議録署名議員の指名についてではありますが、今定例会の会議録署名議員は輪番制によりまして7番、小久保議員、15番、嶋崎議員にお願いしたいと考えており

ます。

次に、(5)の監査報告であります。監査委員より記載のとおり例月出納検査の結果報告書及び平成24年度定期監査の第4期結果報告書の提出があり、それぞれ同日付で受理しておりますので、その旨本会議で議長から報告するものであります。

以上です。

○委員長(小久保重孝) これについてもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保重孝) ありがとうございます。

続いて、(6)、一般質問の取り扱い案についてお願いいたします。

○事務局長(村田 修) (6)の一般質問の取り扱い案であります。別冊の書類番号2をお開き願いたいと思います。一般質問は、記載のとおり7名の議員から通告がされております。発言順序ですが、3月8日の午前10時から辻浦議員、小久保議員、午後1時から菊地議員、犬塚議員、吉野議員、3月11日の午前10時から原見議員、大光議員の順で考えております。なお、重複調整はありませんでした。

以上です。

○委員長(小久保重孝) これもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保重孝) ありがとうございます。

続いて、会期日程案について事務局長よりお願いいたします。

○事務局長(村田 修) (7)の会期日程案であります。書類番号3をお開き願いたいと思います。昨年の11月30日の議会運営委員会において3月4日から22日までとする会期日程案が決定しておりますが、先ほど補正予算審査特別委員会を設置しないこととしたこと、また3月15日に市長公務が急遽入ったことにより、14日に一般会計予算審査特別委員会を開催し、15日を休会として最終日は予定どおり3月22日としてはいかがかと思っておりますので、その取り扱いについてご協議願いたいと思います。

以上です。

○委員長(小久保重孝) 今新しい日程表をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

お配りをしているとおりでありますが、今事務局長から説明のあったとおりでございます。一般会計予算審査特別委員会が14日と18日にちょっとまたぐということでございます。それ以外は、22日の会期末というのは変わりません。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保重孝) では、そのようにさせていただきます。

続きまして、(8)、意見書案の取り扱いについて事務局長からお願いをいたします。

○事務局長(村田 修) (8)の意見書案の取り扱いについてであります。書類番号4をお開き願いたいと思います。本定例会に意見書案9件の提出依頼がありました。件名、提出依頼者、受け付けについては記載のとおりであります。なお、過去に提出依頼のありました類似の意見書案は

2号、7号の2件であります。この2件につきましては、後ろにコピーを添付してありますので、取り扱いの参考にしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 意見書案、今回は9件でございます。取りまとめにつきましては、先ほどお配りした日程の3月11日、一般質問の後の議会運営委員会で諮りたいと思っておりますので、それまでに各会派の意見を集約をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、(9)から(11)まで続けて事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） (9)の最終日における委員会報告についてであります。総務文教常任委員会、産業民生常任委員会が閉会中に行った所管事務調査について報告を予定しております。

次に、(10)の平成25年度閉会中継続調査の申し出案についてであります。記載のとおり各常任委員会及び議会運営委員会から最終日に上程される予定となっております。

次に、(11)の議長の諸報告であります。第4回定例会以降の議会の行事及び会議等及び会期中の議長の動向については、書類番号5に記載のとおりであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 9、10、11、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

続きまして、大きな2番、これは事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） 2の議会運営委員会の閉会中継続調査の申し出案についてであります。書類番号6をお開き願いたいと思います。議会運営委員会からここに記載の3案件について、さらに調査の必要があることから、平成25年度閉会中の継続調査を申し出たいというものであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） これもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

そうしましたら、めぐりまして次、大きな3でございます。これも事務局長のほうから、次の会期日程についてです。

○事務局長（村田 修） 3の平成25年第2回伊達市議会定例会の会期日程案についてであります。書類番号7をお開き願いたいと思います。ここに3案をお示ししておりますが、市長が6月3日から7日にかけて全国市長会に出席予定であること、また上京時のスケジュール等がまだ定まっていないことを考えますと、安全を見て2案にはいかがかと考えております。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 2案ということは、6月12日から開会で27日までということになります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

続いて、大きな4、議会費予算についてに入ります。これは、庶務課長からお願いいたします。

○庶務課長（佐藤之宣） それでは、議会費予算についてご説明を申し上げます。

初めに、(1)の平成24年度議会費補正予算案について、書類番号8に基づきましてご説明させていただきます。平成24年度議会費の補正前の総額は1億6,491万円でありまして、今回545万7,000円の減額補正を行うものであります。その内訳につきましては、1節報酬、3節職員手当等、13節委託料の以上3項目の減額補正であります。まず、1節報酬につきましては221万2,000円の減額で、これにつきましては議員1名欠員による9月から3月までの7カ月分の議員報酬の減による減額であります。3節職員手当等につきましては74万5,000円の減額で、同じく議員1名欠員による12月分議員期末手当の減に伴う減額であります。最後に、13節委託料についてであります。250万円の減額で、これは本会議、委員会の会議録調製に係る委託料で、本会議及び各委員会等の開催回数及び会議時間が当初見込みよりも少なかったことによる減額であります。なお、これらの減額補正につきましては3月定例会で補正予算案として上程されます。

以上であります。

次に、(2)の平成25年度当初予算案の内示結果につきまして、書類番号9に基づきましてご説明を申し上げます。昨年11月30日開催の議会運営委員会におきまして、平成25年度議会費予算案についてご説明をさせていただいたところでございますが、予算要求額1億4,627万7,000円に対しまして1億4,599万3,000円の内示を受けたところであり、28万4,000円の減額査定となっております。その内訳につきましては、臨時事業予算関係で会議録検索システム更新データ作成業務委託料のうち、新規で予算要求いたしました委員会分につきましてゼロ査定の内示結果となったことによるものであります。委員会会議録に続きましては、情報公開を進める観点から平成24年度よりPDF形式で市議会のホームページに掲載しているところでありますが、平成25年度においても同様に対処してまいりたいと考えております。これ以外の議会費予算につきましては、常任委員会所管事務調査の旅費等、全て予算要求どおりの査定となっております。また、議場照明改修につきましては総務課において庁舎管理の中で予算要求しておりましたが、財政当局より財政面から国の補正予算の配分等を勘案しながら検討してまいりたいとの話があり、当初予算ではゼロ査定となっております。なお、4節共済費についてであります。予算要求時に平成25年度の共済給付金の給付に要する負担金率が未定でありましたので、平成24年度ベースで給付費負担金を計上していたところでございますが、先ごろ市議会議員共済会からの負担金率の確定通知がありました。既に全体予算がまとまっており、財政課と協議により、後日減額分372万円につきまして減額補正を行うこととしておりますので、ご了承願いたいと思います。書類番号9の裏面に細目別一覧表を掲載しておりますが、共済費につきましては1の議員報酬等及び費用弁償に含まれております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小久保重孝） ただいま庶務課長から平成24年の議会費の補正予算と25年度の議会費の当初予算、説明がございました。これについて何か質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） 求めていた予算が認められない部分もございますが、この内容というこ

とで了といたします。

続きまして、第2、議長諮問について、継続協議事項、議場音響システム等の更新を含めた議場の改修について、議会の中継システム、議会中継導入方式の検討については継続案件ということで記載をさせていただいております。ただ、もう年度末になってきておりますので、3月のこの定例会中、最後の3月19日の日の議運では1度これについての継続のことについて確認をしたいと考えております。年度がわりになりますので、引き続き継続ということの確認をしたいというふうに思っております。その内容といたしましては、今のところ各会派で協議を行っていただいておりますが、さまざまなデジタル化に関する費用の問題があって、書類もお渡しをさせていただいておりますが、その検討や、また他の自治体の視察といいますか、状況なども見るというようなお話もごございますので、それをこの2月、3月でちょっとこなすことは難しいなということの判断で新しい年度も継続をしたいと、そのように考えておりますので、3月19日の議運でその辺について協議をしたいと、そのように思っております。

続きまして、第3、議会の会議規則等の改正についてを議事係長からお願いいたします。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、私のほうから議会の会議規則等の改正についてということで、先例集の一部改正案についてご説明をさせていただきたいと存じます。

書類番号10番をお開き願いたいと存じます。まず、上段部分の1の伊達市議会委員会条例の一部改正によるものの改正案でございますが、先般議長諮問事項のうち、予算・補正予算・決算審査特別委員会の常任委員会化について議会運営委員会におきまして平成25年4月から採用すべきとの答申が出されたことを踏まえまして、平成24年の4定、12月議会で伊達市議会委員会条例の一部改正を行いまして、常任委員会化に関連する項目を整理したところでございます。これによりまして、今回先例集の第10章第1節の常任委員会の項目に第10号として予算決算常任委員会の運営等の規定を追加するとともに、詳細につきましては伊達市議会予算決算常任委員会運営要領を定め、所要の改正を行うものでございます。また、あわせまして地方自治法の一部改正に伴う伊達市議会会議規則の条項ずれにつきましてもあわせて改正するものでございます。なお、第5節、予算・補正予算・決算審査特別委員会の規定につきましては運営要領を定めることにより削除してはかがかというところでございます。

次に、下段の部分の2、伊達市議会会議規則の一部改正によるものの改正案についてでございますが、昨年9月の地方自治法の一部改正に伴い、これまで委員会の中で開催が可能とされておりました公聴会を本会議の場面でも開催できることとなったことによる所要の改正でございまして、運用に当たりましては委員会での規定を準用する項目として追加したものでございます。

以上が（1）、先例集の一部改正の内容でございます。

続きまして、レジュメ2の議会内規等の整理についてでございますが、書類番号11番をお開き願いたいと存じます。先ほど書類番号10の中でご説明をさせていただきました伊達市議会予算決算常任委員会運営要領の中身をお示ししたものでございまして、予算決算常任委員会の運営に関して必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、会派代表者会議を通じまして各会派の皆様にご承認をいただいたものでございますが、具体的な内容としましては従前の先例集の規定を

そのまま網羅した内容となっておりますので、もう一度ご確認願いたいと存じます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（小久保重孝） 今説明がありました議会の会議規則等の改正でございます。予算決算常任委員会を設置をいたしましたので、それにかかわる部分ですので、皆さんよくもう承知されていることと思います。今運営要領のほうも後でまたゆっくり見ていただけたらと思いますが、従来の内容と変わりありません。ただ、補正予算に関しましてはその都度議運でその必要があるかないかは確認をさせていただきますので、その名称がこの常任委員会ということになります。これについては何かございますか。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、第4、次回の委員会開催日程でございますが、先ほどもございましたが、3月11日、本会議の後、議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時22分）